

EPA、PFAS 飲料水規則の大幅改正を提案

キャラ・M・マクドナルド

- この提案では、2 種類の PFAS 化合物については、法的強制力のある基準値を維持しつつ遵守期限を延長する一方、他の 4 種類の PFAS 化合物については、飲料水基準を撤廃することが盛り込まれています。
- 今回の改正案は、環境保護団体と業界関係者の双方から大きな関心を集めるとともに、訴訟の提起も予想されます。

米国環境保護庁(EPA)は、2026 年 5 月 20 日に公表した 2 つの規則案を通じ、有機フッ素化合物(PFAS)に関する [2024 年第 1 種飲料水規則](#) (National Primary Drinking Water Regulations: NPDWR) への [大幅な改正案を提示しました](#)。本改正案では、PFOA および PFOS の 2 種類の PFAS 化合物については法的強制力のある基準値を維持しつつ遵守期限を延長する一方、他の 4 種類の PFAS 化合物については飲料水基準を廃止することが盛り込まれています。

本改正案は、6 種類の PFAS 化合物について全国的な強制力のある飲料水基準を定めた [バイデン政権下の 2024 年 4 月 PFAS 第 1 種飲料水規則](#) から大きな転換を示すものです。

2024 年 PFAS 第 1 種飲料水規則

2024 年 4 月、EPA は、安全飲料水法 (Safe Drinking Water Act: SDWA) に基づき、6 種類の PFAS 物質について最大汚染レベル (Maximum Contaminant Levels: MCLs) を定める規則を最終決定しました。対象となる物質は、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、およびヘキサフルオロプロピレンオキシド二量体酸 (HFPO-DA。別名 GenX 化学物質) です。

同規則では、PFOA および PFOS については 4 ppt (ppt=1 兆分の 1)、PFHxS、PFNA および HFPO-DA については 10 ppt という、法的強制力のある最大汚染レベル (MCL) が定められていました。PFBS については、単独での MCL はありませんでしたが、他の PFAS との混合物に対する規制等、一部の法的枠組みの中で規制対象となっていました。これらの化学物質を 1 兆分の 1 単位で規制する MCL は、NPDWR 下で規制される他の化学物質の基準と比較して桁違いに低く、結果としてより厳格なものでした。ただし、EPA は当初、PFOA と PFOS について (ppt をさらに下回る) ppq (ppq=1000 兆分の 1) の MCL を提案していたので、ppt 基準自体が妥協の産物という点は注目に

値します。また、同規則では、PFHxS、PFBS、HFPO-DA、PFNA のうち少なくとも 2 種類の混合物について、ハザード指数を 1 と決めました。ハザード指数は、複数の化学物質が混在している場合のリスクを評価するための指標です。(ハザード指数についてさらに詳しく知りたい読者は、算出方法について説明した EPA の[ファクトシート](#)をご参照ください。)2024 年の規則に基づき、公共水道システムは 2027 年までに初期モニタリングを完了し、2029 年までに基準を遵守することが義務付けられました。

EPA による改正案

EPA が 2026 年 5 月 20 日に公表した規則制定案では、PFOA および PFOS については法的強制力のある基準値を維持しつつ遵守期限を延長すること、ならびに 2024 年の規則制定時に定められた他の 4 種類の PFAS 化合物およびその混合物に関する飲料水基準を撤廃することが提案されました。

PFOA および PFOS の遵守期限延長

EPA は、整理番号 EPA-HQ-OW-2025-1742-0001 で、PFOS および PFOA の MCL の遵守期限を 2029 年 4 月 26 日から 2031 年 4 月 26 日まで延長する規則制定案を提示しました。PFOA および PFOS の現行 MCL を 4 ppt とする規制は維持する一方、要件を満たす水道システムは遵守期限延長を申請することが認められます。延長措置の対象となるのは、公共水道システム(40 CFR 141.2 で定義)および飲料水の規制・執行を担当する州およびアメリカ先住民自治体の政府機関が含まれます。

本規則案に基づき、遵守期限の延長を求める水道システムは、以下の事項を提出する必要があります。

- PFOA および PFOS に関する最新のサンプリング結果。
- 2029 年の期限までに基準を遵守することができないこと、および 2029 年までの基準遵守達成に向けての組織再編や運営体制の変更が合理的に実施できないことの証明。
- 実行可能なあらゆる遵守措置を講じている証明書と証拠、ならびに以下のいずれかを示す証明書と証拠。(1) 2029 年 4 月までに完了しない特定の設備投資なしには基準を満たすことができない、(2) 改善に財政的支援が必要とされる場合、その支援が免除期間内に得られる可能性が合理的に高い、もしくは、(3) 地域の公共水道システムへ加入する正式かつ法的強制力のある合意を有していること。

また、PFOA または PFOS の濃度が 12 ppt 以上の水道システムについては、2029 年 4 月 26 日から 2031 年 4 月 26 日までの期間中、認定された浄水フィルターの提供、代替水源の供給、給水地点での浄水処理装置の設置、あるいは公衆への周知・啓発活動の実施など、少なくとも 2 つの所定の暫定管理措置を講じることが義務付けられます。

その他 4 種類の PFAS に関する基準の撤廃

EPA は、別の規則制定案(整理番号 EPA-HQ-OW-2025-0654-0001)の中で、PFHxS、HFPO-DA、および PFNA に関する飲料水基準と規制判断、ならびにこれら 3 つの PFAS と PFBS との混合物に関するハザード指数と規制判断を撤廃する意向を表明しました。EPA は、これらの物質に対する規制が SDWA の手続き上および実体的な要件に適合しているかどうか、再検討する意向であることを明らかにしました。

EPA は、2024 年の規則制定で行われたような方法で、関連するすべての PFAS 化合物について一括して規制を制定する権限が EPA にはなかったため、今回の撤廃措置が必要であるとしています。

想定される法的課題

今回の改正案は、環境保護団体と業界の利害関係者の双方から大きな関心を集めるとともに、訴訟の対象となることが予想されます。例えば、規制緩和反対派は、合衆国法典第 42 編第 300g-1 条(b)(9) (42 U.S.C. § 300g-1(b)(9))に規定される SDWA の「規制後退防止」条項を根拠に異議を唱える可能性があります。同条項は、一般的に、公衆の保護水準を維持または向上させるために、国の飲料水規制の改正を求めているからです。また、遵守期限の延長案については、EPA が合衆国法典第 42 編第 300g-5 条(42 U.S.C. § 300g-5)に基づく SDWA の免除権限を行使することをめぐって、異議申し立てがなされる可能性があります。批判派からは、これが個別の免除措置ではなく、事実上の全国的な遵守猶予にあたるとみなされる可能性があるためです。

同時に、産業界や公益事業者団体は、2024 年の当初の PFAS 規則は技術的に実現困難であり、かつ過度にコストがかかるとして、これを争う係争中の訴訟を引き続き進めています。

パブリックコメント

EPA は、2026 年 7 月 20 日まで本規則案に対するパブリックコメントを受け付け、2026 年 7 月 7 日にオンライン公聴会を開催しました。コメントの受付期間は終了しています。EPA による最終規則はまだ公表されておらず、新しい基準がいつ発表されるかについても具体的な時期は明らかにされていません。

連邦レベルでの規制緩和と州レベルでの規制強化

規制緩和案にもかかわらず、EPA は、より広範な PFAS 戦略を継続していく方針を繰り返し強調しています。EPA は、PFOA および PFOS については連邦レベルの飲料水基準を維持する一方、その他の PFAS やその混合物に対しては基準を撤廃するという二分化アプローチを選択しました。これにより、特定の PFAS 物質 2 種類については連邦レベルの飲料水規制の優先対象とし、その他の PFAS については当面の間、規制を撤廃することとなります。

連邦レベルでの規則制定の動きとは別に、各州における PFAS 規制は急速に拡大し続けており、水質に関する州法は、コンプライアンス対応を左右するますます重要な要因となっています。

本稿の原文(英文)につきましては、[EPA Proposes Major Changes to PFAS Drinking Water Rule](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Cara M. MacDonald

cara.macdonald@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原良子

rico.kurihara@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.